

雇用保険の追加給付に係る進捗状況等について

- 毎月勤労統計の不適正な処理に伴う雇用保険の追加給付については、本年2月4日に公表した工程表に基づき対応を進めており、概ね工程表とおりに進捗している。

1. 現に給付を受けている方への対応

- 現に受給中の方で追加給付が発生する方の過去分については、お支払いを終えた。
【実績】約20.1万人に支払い済（約7千万円）

2. 過去に給付を受けていた方への対応

- 育児休業給付を受給していた方に対しては、8月8日から順次「お知らせ」を送付している。
- その他の給付（育児休業給付以外）を受給していた方に対しては、10月28日から順次「お知らせ」を送付している。
- いずれも、11月1日から順次お支払いしている。

報道関係者 各位

令和元年 11 月 1 日

【照会先】

<雇用保険関係>

職業安定局 雇用保険課

課長 松本 圭

推進官 宮下 雅行

課長補佐 小林 孔

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5135)

(直通電話) 03 (3502) 6771

<労災保険関係>

労働基準局 労災管理課

課長 田中 仁志

課長補佐 小林 洋介

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5591)

(直通電話) 03 (3502) 6292

<船員保険関係>

保険局 保険課

課長 姫野 泰啓

調整官 小泉 博明

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 3152)

追加給付の進捗状況について

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことによる雇用保険等の追加給付については、平成 31 年 2 月 4 日に工程表を公表しました。現在、以下のとおり進めており、概ね工程表どおりに進捗しています。

- 1 雇用保険を現に受給中の方で追加給付が発生する方の、過去分の追加給付については、一部の方を除いて、対象となる方全員に対してお支払いを終えました。

雇用保険の基本手当等を過去に受給していた方の追加給付については、10 月 28 日から対象となる方に順次お知らせを送付し、11 月 1 日から順次お支払いを開始します。(別紙 1 参照)

- 2 労災保険を現に受給中の方で追加給付が発生する方の、過去分の追加給付については、概ね事務処理を終えており、現在、厚生年金等との支給調整が必要な方について対応を進めています。

労災保険を過去に受給していた方の追加給付については、休業補償は、8 月 28 日から対象となる方に順次お知らせを開始し、9 月 27 日から順次お支払いを開始しました。また、年金給付は、9 月 20 日から対象となる方に順次お知らせを開始し、10 月 30 日から順次お支払いを開始しました。(別紙 1 参照)

3 なお、各保険制度の追加給付の実績については別紙2のとおりです。

■ 別紙1 追加給付のスケジュール

■ 別紙2 追加給付の実績

～追加給付に関するご注意～

雇用保険や労災保険の追加給付に関して、厚生労働本省、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署以外から直接お電話や訪問をすることはありません。また、船員保険の追加給付に関して、全国健康保険協会または日本年金機構から直接お電話や訪問をすることはありません。不審な電話・訪問があった場合はご注意ください。

追加給付のスケジュール

別紙1

以下のスケジュール（いずれも2019年）でお知らせやお支払いを順次実施すべく、準備を進める。

	お知らせ開始時期	お支払い開始時期
現に給付を受けている方	雇用保険 3月18日～ 済 (一部の方の過去分は10月28日～)	将来分：3月18日～ 済 過去分：4月～ 済 (一部の方は11月1日～)
	労災保険 (労災年金) 将来分：4月24日～ 済 過去分：5月23日～ 済 (一部の方は9月27日～)	将来分：6月14日～(4～5月分) 済 過去分：6月14日～ 済 (一部の方は10月15日～)
	労災保険 (休業補償) 過去分：6月26日～ 済 (一部の方は7月26日～)	将来分：5月(4月分)～ 済 過去分：7月5日～ 済 (一部の方は8月9日～)
	船員保険 4月10日～ 済	4月15日～ 済
過去に給付を受けていた方	雇用保険 育児休業給付：8月8日～ それ以外：10月28日～	11月1日～
	労災保険 (労災年金) 9月20日～	10月30日～
	労災保険 (休業補償) 8月28日～(一部の方は11月頃～)	9月27日～(一部の方は12月頃～)
	船員保険 4月23日～	6月14日～

※将来分：今後支払われる給付について、改定した額でのお支払い

過去分：過去に受けた給付について、追加分をまとめてお支払い

※赤字は7/30以降の修正箇所

雇用保険・労災保険・船員保険の追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでの実施を目指し、準備を進める。

注) オレンジの欄は将来分、緑の欄は過去の追加給付分。推計値は、一部精査中。

現に給付を受けている方

3月18日以降分は
適正額でお支払い。

2019年
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ~

雇用保険

現に受給中の方

将来分については、3月18日から失業の認定の際等に説明。その後順次お支払い。

基本手当、育児休業給付、介護休業給付等（※2）を現在受給中の方（約20万人）

過去の追加給付分については、3月18日から失業の認定の際等に説明。その後、4～6月にお支払い。

上記（※2）以外の給付を受給中の方

上記（※2）以外の給付に係る過去の追加給付分については、10月28日から順次お知らせを送付。11月1日から順次お支払い。

労災保険（年金・休業）

【労災年金】現に受給中の方（推計約22万人）※3

将来分については、4月24日にお知らせを送付。6月14日（4～5月分年金）からお支払い。

（ア）支給調整が不要な方（約6.2万人）

※3 再計算後のスライド率等の適用により、一部の方が追加給付の対象となる。

過去の追加給付分については、4月下旬までにシステム対応し、5月23日から順次お知らせを送付。6月14日から順次お支払い。

（イ）支給調整が必要な方

7月末を目途に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、9月27日から順次お知らせを送付。10月15日から順次お支払い。

【休業補償】現に受給中の方

将来分については、5月（4月分の休業請求）から順次お支払い。

（ア）支給調整が不要な方（約0.8万人（延べ約4万人））

過去の追加給付分については、5月下旬までにシステム対応し、6月26日から順次お知らせを送付。7月5日から順次お支払い。

（イ）支給調整が必要な方

6月末を目途に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、7月26日から順次お知らせを送付。8月9日から順次お支払い。

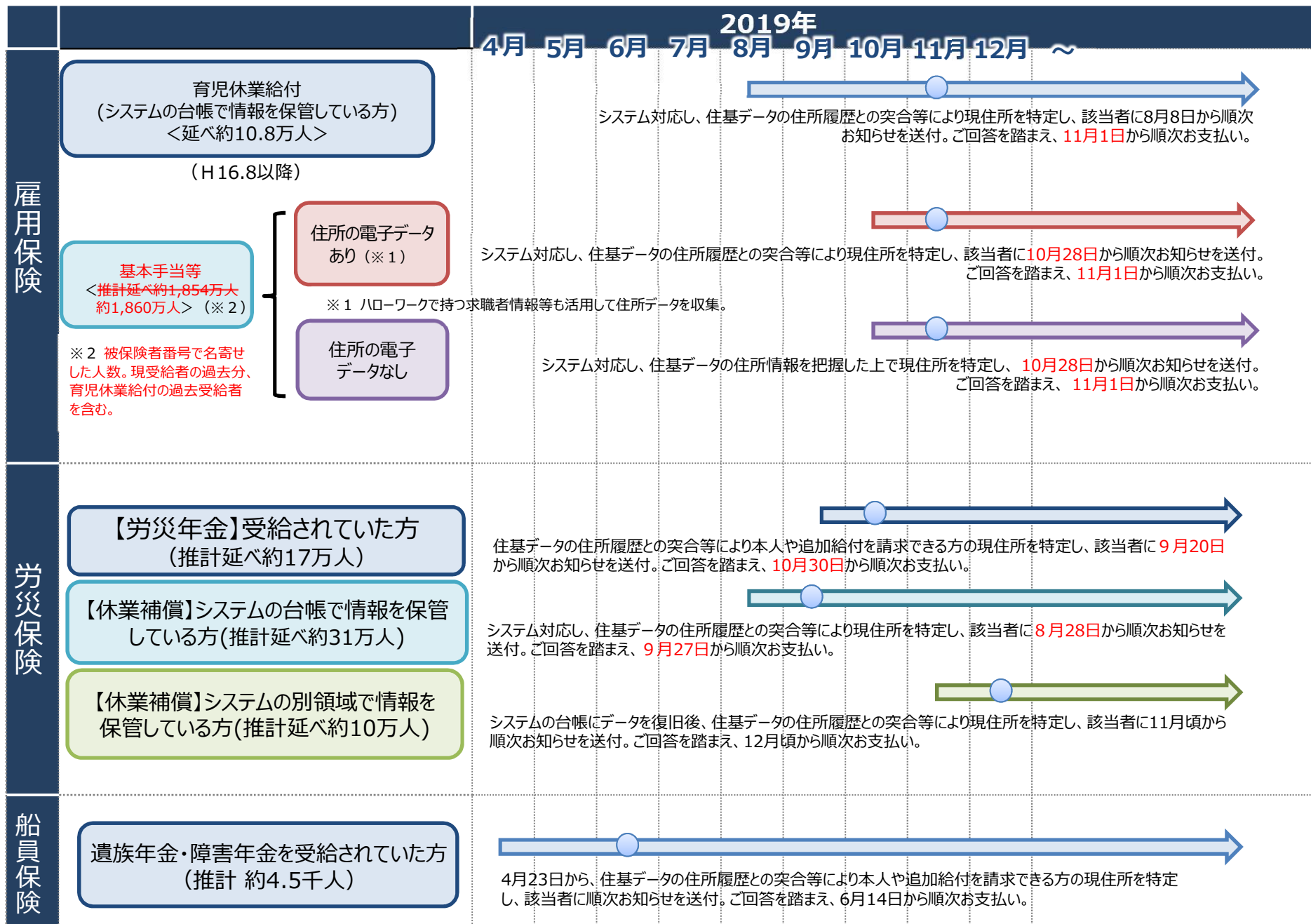
船員保険

遺族年金・障害年金を現に受給中の方（約6.6千人）

4月10日にお知らせを送付。4月15日に過去の追加給付分を含めお支払い。
※ 労災保険の上乗せ給付のみ受給している一部の方については、労災保険との調整次第順次お支払い。

※赤字は7/30以降の修正箇所

過去に給付を受けていた方



※受給している方が死亡した際に未支給の給付金を過去に受領した親族についても同様の対応を実施。

※赤字は7/30以降の修正箇所

毎月勤労統計調査に係る雇用保険・労災保険・船員保険の追加給付実績

別紙2

～ 工程表に基づき追加給付を開始した方に対するお支払いの状況 ～

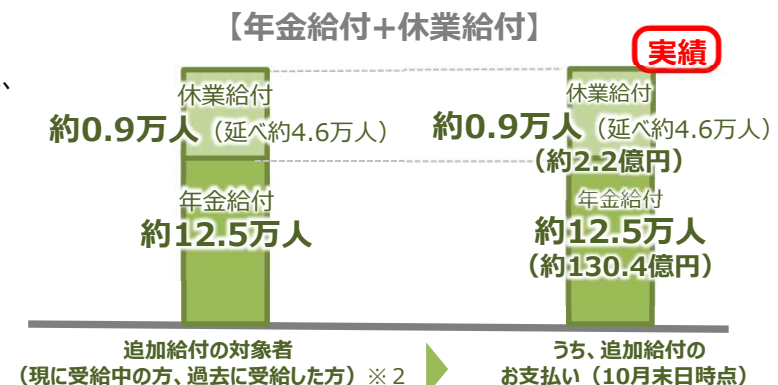
1. 雇用保険

- 雇用保険を現に受給中の方で追加給付が発生する方については、
 - ▷ 3月18日以降分は、適正額でお支払いしています。
 - ▷ また、これらの方の過去分の追加給付(※)について、4月からお支払いを開始し、**対象となる約20.1万人の方全員に対してお支払い済み**です。(7月末日時点)
- ※ 高年齢雇用継続給付を除きます。
- ☆ このほか、過去に育児休業給付を受給していた方は8月8日から、その他の方は10月28日から、順次お知らせを送付し、11月1日から順次お支払いする予定です。



2. 労災保険

- 労災保険を現に受給中の方（昨年度以前から今年度にかけて受給したことのある方）については、
 - ▷ 4月請求分から、適正額でお支払いしています。
- 現に受給中の方の過去分の追加給付については**概ね事務処理を終えており**、
 - ▷ 年金給付は、6月14日からお支払いを開始し、約12.5万人の方にお支払い(※1)済みです。
 - ▷ 休業給付は、7月5日からお支払を開始し、約0.8万人の方にお支払い(※1)済みです。
- 労災保険を過去に受給していた方の追加給付については、
 - ▷ 年金給付は、10月30日からお支払いを開始し、約160人の方にお支払い(※1)済みです。
 - ▷ 休業給付は、9月27日からお支払いを開始し、約1,200人の方にお支払い(※1)済みです。



※1 10月末日までに支払手続を行った人数。

※2 現に受給中の方、過去に受給した方のうち、10月末日時点で追加給付が確定した対象者。

3. 船員保険

- 船員保険を現に受給中の方（約6.6千人）の追加給付については、4月15日に**対象者全員(※)に対してお支払い済み**です。
 - ※ 労災保険の上乗せ給付のみを受給している一部の方を除きます。
- また、船員保険を過去に受給していた方の追加給付については、6月14日の年金の支給からお支払いを開始し、約1,900人の方にお支払い(※)しています。
 - ※ 10月15日までに支払手続を行った人数。



雇用保険法第 61 条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額を変更する件に規定する
厚生労働大臣が別に定める日等を定める件（概要）

1. 告示の概要

平成 31 年 3 月に告示された毎月勤労統計の不適切な取扱いに伴う雇用保険の追加給付に関する告示について、厚生労働大臣が定める日としていた適用日を令和元年 11 月 1 日と定めるもの。

（１）雇用保険法第 61 条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額を変更する件（平成 31 年厚生労働省告示第 70 号）

雇用保険法第 61 条第 7 項の規定に基づき同条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額を変更する件（平成 30 年厚生労働省告示第 273 号）の適用について、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。）第 61 条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額（以下「支給限度額」という。）を変更したうえで、平成 31 年 3 月 18 日前における高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の額の算定については、厚生労働大臣が別に定める日から適用するものであるところ、今般の告示により、当該日は令和元年 11 月 1 日となる。

（２）雇用保険法第 18 条に規定する自動変更対象額を変更する件（平成 31 年厚生労働省告示第 156 号）

雇用保険法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同条第 4 項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成 29 年厚生労働省告示第 228 号）等の適用について、法第 18 条第 4 項に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を変更した上で、平成 31 年 3 月 18 日以後に失業等給付を受給した者に係る同日前の当該失業等給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に限る。）の算定及び同日前に失業等給付を受給した者に係る同日前の当該失業等給付の算定については、厚生労働大臣が別に定める日から適用するものであるところ、今般の告示により、当該日は令和元年 11 月 1 日となる。

（３）雇用保険法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する控除額を変更する件（平成 31 年厚生労働省告示第 157 号）

雇用保険法第 19 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項第 1 号に規定する控除額を変更する件（平成 29 年厚生労働省告示第 229 号）等の適用について、法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する控除額（以下「控除額」という。）を変更した上で、平成 31 年 3 月 18 日前に失業等給付を受給した者に係る同日前に得た収入に係る控除額については厚生労働大臣が別に定める日から適用するものであるところ、今般の告示により、当該日は令和元年 11 月 1 日となる。

- (4) 雇用保険法第 61 条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額を変更する件（平成 31 年厚生労働省告示第 158 号）

雇用保険法第 61 条第 7 項の規定に基づき同条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額を変更する件（平成 29 年厚生労働省告示第 230 号）等の適用について、支給限度額を変更した上で、厚生労働大臣が別に定める日から適用するものであるところ、今般の告示により、当該日は令和元年 11 月 1 日となる。

- (5) 雇用保険法第 18 条第 4 項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件（平成 31 年厚生労働省告示第 154 号）

雇用保険法第 18 条第 4 項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成 31 年厚生労働省告示第 68 号）の適用について、平成 31 年 3 月 18 日以後に失業等給付を受給した者に係る同日前の当該失業等給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に限る。）の算定及び同日前に失業等給付を受給した者に係る同日前の当該失業等給付の算定については厚生労働大臣が定める日から適用するものであるところ、今般の告示により、当該日は令和元年 11 月 1 日となる。

- (6) 雇用保険法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件（平成 31 年厚生労働省告示第 155 号）

雇用保険法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する控除額を変更する件（平成 31 年厚生労働省告示第 69 号）の適用について、平成 31 年 3 月 18 日前に失業等給付を受給した者に係る同日前に得た収入に係る控除額の算定については、厚生労働大臣が定める日から適用するものであるところ、今般の告示により、当該日は令和元年 11 月 1 日となる。

2. 告示日

令和元年 10 月 31 日

3. 適用日

告示日



政府統計

報道関係者 各位

令和元年 10 月 21 日

【照会先】

< 毎月勤労統計調査関係 >

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 瀧原 章夫

室長補佐 村木 幸広

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

< 雇用保険関係 >

職業安定局 雇用保険課

課長 松本 圭

推進官 宮下 雅行

課長補佐 小林 孔

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5135)

(直通電話) 03(3502)6771

< 労災保険関係 >

労働基準局 労災管理課

課長 田中 仁志

課長補佐 小林 洋介

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5591)

(直通電話) 03(3502)6292

大阪府において判明した「毎月勤労統計調査」を担当する統計調査員 による不適切な事務処理事案を踏まえた全国点検の結果について

標記につきまして、以下のような事実が確認されました。

今後、こうした事態が生じることのないよう、コンプライアンスチェック（調査員の業務の履行状況を国等が事業所に対して確認する取組）の実施などに取り組むとともに、保険給付への影響については、適切に対応してまいります。

1 事案の概要

令和元年 8 月 22 日に、大阪府において「毎月勤労統計調査」を担当する 2 名の統計調査員が不適切な事務処理を行っていた旨の報告があり、集計結果の訂正を 8 月 26 日に公表するとともに、大阪府の事案を踏まえ、同日、大阪府を除く全ての都道府県に対して同様の事案がないか点検を依頼しました。

今般、全国点検の結果、45 都道府県からは適切に事務処理が行われているとの報告がありましたが、奈良県において 1 名の統計調査員が不適切な事務処理を行っていた旨の報告がありました。

(奈良県からの報告の概要)

- ・ 毎月勤労統計調査に従事する統計調査員 1 名が、調査対象事業所への聞き取りを行うことなく調査票を作成し、提出していた。
- ・ 具体的には、調査当初は、事業所へ調査して調査票を作成したが、途中から、事業所に聞き取りを行うことなく、前月の調査結果を用いるなどの不適切な方法により調査票を作成した。
- ・ 不適切な処理が確認された期間は平成 30 年 8 月分～令和元年 8 月分、不適切な処理が確認された事業所数は、当該調査員が担当した 7 事業所中 3 事業所。

なお、詳細については、奈良県のホームページをご確認下さい。

(<http://www.pref.nara.jp/53834.htm>)

(備考) 毎月勤労統計調査は、都道府県の法定受託事務として実施されており、5人以上規模事業所を調査対象としています。そのうち、5～29人規模事業所は、各都道府県知事が任命した統計調査員が、当該知事の指揮監督を受けて、毎月、事業所の労働時間や賃金等を調査しています。
(全国で約18,000事業所)

2 集計結果の訂正

主な集計結果の訂正は、別紙のとおりです。

平成30年8月分～令和元年7月分におけるそれ以外の訂正については、10月23日(水)公表の令和元年8月分結果確報公表時に、e-Statに掲載します。

3 保険給付への影響及び対応

大阪府における不適切な事務処理を踏まえた訂正(平成26年1月分～令和元年5月分)と今般の訂正(平成30年8月分～令和元年7月分)を受けた雇用保険、労災保険、船員保険の給付への影響は以下のとおりです。

また、現行の労災保険や雇用保険のスライド率等についても、適正なものとする必要があり、所要の準備が整い次第対応する予定です。

【雇用保険】

- ・ 追加給付が必要となる方はいません。
- ・ 現行の保険給付について、賃金日額の上限の一部について、下方修正が必要となり、現時点では、令和元年8月以降に基本手当等を受給した45歳から59歳までの受給者の一部(約1.9万人)に一人平均日額5円の引下げが生じる見込みです。賃金日額の上限の改正については、所要の準備が整い次第、令和2年3月から適用できるように措置します。なお、適用前にお支払いした分については、回収は行いません。

【労災保険】

- ・ 平成26年8月以降の一部の労災年金スライド率に影響が出ます。
- ・ その結果として、昭和37年度・昭和38年度等に被災した労災年金受給者の一部の方について、過去にお支払いした額について追加給付が必要となります。その影響を概算すると、600～700人程度、一人当たり総額は平均150円程度、対象の方全体の追加給付の総額は10万円程度の見込みです。

個々の受給者の追加給付分については、所要の準備を整えて再計算し、対象者・給付額を具体的に特定する作業が必要であり、今年度中に対象者の方にお知らせを開始できるよう準備を進めてまいります。

- ・ 現行の保険給付について、スライド率の一部について、下方修正が必要となり、現時点では、昭和55年度以前に被災した労災年金受給者の一部(約2万人)について、一人平均月額50円程度の引き下げが生じる見込みです。スライド率の改正については、所要の準備が整い次第、12月・1月分(令和2年2月支払)から適用できるように措置します。

なお、現在お支払いしている労災年金給付の額が不足している方はいません。

【船員保険】

- ・ 追加給付や現行の保険給付額の変更が必要となる方はいません。

4 ご相談窓口

★雇用保険追加給付問い合わせ専用ダイヤル 0120-952-807

★労災保険追加給付問い合わせ専用ダイヤル 0120-952-824

受付時間 平日 8：30～20：00

土日休 8：30～17：15

※全国どこからでも通話料無料でお電話いただけます。

ご相談の期限は、当面、設けません。

主な集計結果

調査産業計 事業所規模5人以上 就業形態計

【実数】

現金給与総額 (円)			
	誤	正	差
平成30年 12月	565,781	565,789	8
平成31年 1月	272,127	272,135	8
2月	264,570	264,578	8
3月	281,410	281,418	8
4月	276,548	276,557	9
令和元年 5月	275,190	275,198	8
6月	451,681	451,692	11
7月	374,609	374,621	12
平成30年平均	323,546	323,547	1
平成30年度平均	322,690	322,692	2

きまって支給する給与 (円)			
	誤	正	差
平成30年 12月	265,161	265,166	5
平成31年 1月	259,475	259,483	8
2月	261,166	261,174	8
3月	263,051	263,059	8
4月	266,929	266,938	9
令和元年 5月	262,816	262,824	8
6月	265,414	265,422	8
7月	265,365	265,373	8
平成30年度平均	264,240	264,242	2

所定内給与 (円)			
	誤	正	差
平成30年 12月	244,852	244,857	5
平成31年 1月	240,257	240,264	7
2月	241,444	241,451	7
3月	242,943	242,950	7
4月	246,443	246,451	8
令和元年 5月	243,128	243,135	7
6月	245,846	245,854	8
7月	245,794	245,802	8
平成30年度平均	244,387	244,389	2

所定外給与 (円)			
	誤	正	差
平成31年 1月	19,218	19,219	1
2月	19,722	19,723	1
3月	20,108	20,109	1
4月	20,486	20,487	1
令和元年 5月	19,688	19,689	1

特別給与 (円)			
	誤	正	差
平成30年 12月	300,620	300,623	3
令和元年 6月	186,267	186,270	3
7月	109,244	109,248	4
平成30年平均	58,976	58,977	1

総実労働時間 (時間)			
	誤	正	差
平成31年 1月	130.2	130.3	0.1

所定内労働時間 (時間)			
	誤	正	差
平成31年 1月	120.0	120.1	0.1

当月末労働者数 (人)			
	誤	正	差
平成30年 8月	50,025,960	50,025,959	-1
9月	49,999,564	49,999,565	1
10月	50,073,570	50,073,571	1
11月	50,191,248	50,191,249	1
12月	50,318,285	50,318,294	9
平成31年 1月	50,301,748	50,301,744	-4
2月	50,243,172	50,243,086	-86
3月	49,930,353	49,930,349	-4
4月	50,550,618	50,550,616	-2
令和元年 5月	50,698,675	50,698,678	3
6月	50,863,140	50,863,166	26
7月	51,000,177	51,000,219	42
平成30年平均	49,812,763	49,812,764	1
平成30年度平均	50,053,237	50,053,230	-7

【指数、前年同期比】

所定内労働時間指数

	誤		正	
	指数	前年同期比	指数	前年同期比
平成31年 1月	89.9	-2.7	90.0	-2.6

(参考) 大阪府事案による訂正前公表値と大阪府及び奈良県事案による訂正後公表値

調査産業計 事業所規模5人以上 就業形態計

【実数】

きまって支給する給与 (円)			
	誤	正	差
平成25年度平均	261,912	261,913	1
平成26年度平均	262,322	262,325	3
平成27年度平均	260,808	260,800	-8
平成28年度平均	261,351	261,345	-6
平成29年度平均	262,869	262,873	4
平成30年度平均	264,247	264,242	-5